

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定に基づき公示する。

なお、建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（令和元年甲府市告示第580号）は、廃止する。ただし、令和6年10月31日以前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物については、従前の例による。

令和6年10月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 中間検査を行う区域

甲府市内全域

2 中間検査を行う期間

令和6年11月1日から

3 中間検査の対象となる建築物

法第6条第1項各号に掲げる建築物で建築（新築、増築、改築）に係る床面積の合計が100㎡以上のもの。

ただし、次の建築物等は除く。

（1）法第18条に規定する建築物

（建築基準法の規定により、共同住宅は対象となります。）

（2）法第84条の2に規定する簡易な構造の建築物

（3）法第85条第6項に規定する仮設建築物

（4）建築物に附属する独立した機械室、電気室等の建築物

（5）法第68条の11第1項に規定する型式部材等製造者の認証を受けたものが製造する、当該認証に係る規格化された型式の建築物

4 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模並びに指定する特定工程及び特定工程後の工程

別紙のとおり

特定工程・特定工程後の工程の指定一覧表

| 主要な構造・規模 | | 特定工程 | | 特定工程後の工程 | | 備考 | |
|--|--------------------------------------|---|--------------------------|----------------------------------|------------------------|---|------------------------------------|
| ① | 木造で階数 2以下かつ 延べ面積 500㎡以下 | 軸組工法 | 土台、柱、梁、筋かい等の軸組の緊結が完了した工程 | | 床、壁、天井を設置して軸組の接合部を覆う工程 | 中間検査と併せて機構の検査を実施したい場合は、建築指導課と協議してください。 | |
| | | 2×4 | 小屋組を完了した工程 | | 屋内側の壁や天井を設置して枠組を覆う工程 | | |
| ③ | 木造で階数 3以上又は 延べ面積 500㎡を超えるもの | 軸組工法 | 基礎時 | 基礎の配筋が完了した工程 | 基礎の配筋を覆うコンクリート打設の工程 | 建築物の規模、形状または敷地の状況により工事を区分に分けて行う場合は、最初に特定工程に達するときに、建築指導課と協議してください。 | |
| | | | 建方時 | 土台、柱、梁、筋かい等の軸組の緊結が完了した工程 | | | 床、壁、天井を設置して軸組の接合部を覆う工程 |
| ④ | 2×4 | 基礎時 | 基礎の配筋が完了した工程 | | 基礎の配筋を覆うコンクリート打設の工程 | | |
| | | 建方時 | 小屋組を完了した工程 | | 屋内側の壁や天井を設置して枠組を覆う工程 | | |
| ⑤ | 非木造 | ア 鉄筋コンクリート造 イ 壁式鉄筋コンクリート造 ウ 組積造等 エ プレキャスト鉄筋コンクリート造 | 基礎時 | 基礎の配筋が完了した工程 | | 基礎の配筋を覆うコンクリート打設の工程 | |
| | | | 建方時 | 階数1 | 屋根の配筋 | アイウ | エ |
| | | | | 階数2以上 | 最下階から2つ目の床版の配筋又は取付 | | 特定工程で指定された屋根、又は床版の配筋を覆うコンクリート打設の工程 |
| ⑥ | 鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造 | 基礎時 | 基礎の配筋が完了した工程 | | 基礎の配筋を覆うコンクリート打設の工程 | | |
| | | 建方時 | 階数1 | 建方完了時 | | 柱、梁、斜材などの接合部を覆う工程 | |
| | | | 階数2以上 | 最下階から2つ目の柱、梁、斜材を溶接又はボルトにより接合した工程 | | | |
| <p>1 混構造の取扱 原則として、延べ面積の大きい構造を主要な構造として表の「構造・規模」欄を適用します。 また、2種以上の構造部分の延べ面積が同じである場合は、最初に特定工程に達する構造の部分の部分を主要な構造とします。</p> | | | | | | | |